

令和 6 年度愛媛県計画に関する 事後評価

令和 8 年 1 月
愛媛県

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

<p><input checked="" type="checkbox"/> 行った</p> <ul style="list-style-type: none">・令和7年3月4日愛媛県保健医療対策協議会において協議・令和7年11月18日愛媛地域医療構想推進戦略会議において協議 <p><input type="checkbox"/> 行わなかった (行わなかった場合、その理由)</p>

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

2. 目標の達成状況

令和6年度愛媛県計画に規定する目標を再掲し、令和6年度終了時における目標の達成状況について記載。

1. 愛媛県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

地域医療介護総合確保基金の対象事業（※1）については、地域医療構想に基づき医師会等関係団体や医療機関から提案された事業を「全県事業」と「医療圏事業」に区分し、「医療圏事業」は各圏域に設けられた「調整会議」において事業を精査したのち、「全県事業」と併せて「推進戦略会議」に諮り、課題解決に効果的な事業を優先して取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保を図ることとする。

なお、介護分においては、医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

※ 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
（病床の機能分化・連携）
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療・介護サービスの充実）
- III 介護施設等の整備に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）
- V 介護事業者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に関する事業

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

医療機関の施設・設備整備や医療スタッフの確保・配置等、病床の機能分化・連携に資する事業を推進し、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数

	(平成28年度)		(令和7年度)
高度急性期	2,184床	→	1,326床
急性期	8,631床	→	4,724床
回復期	2,180床	→	4,893床
慢性期	5,788床	→	3,879床

【実施事業】

- ・病床機能分化連携基盤整備事業
- ・広域災害・救急医療情報システム運営事業
- ・医科歯科連携推進事業（機能分化のための歯科衛生士確保事業）
- ・地域医療構想分析・アドバイザー事業

①-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。

【実施事業】

- ・病床機能再編支援事業

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療・歯科医療の連携拠点の整備・運営や在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

	(平成 28 年度)		(令和 7 年度)
・在宅療養支援病院数(各圏域 1 以上)	達成 4 圏域	→	各圏域 1 以上
・在宅療養支援診療所数(各圏域 15 以上)	達成 4 圏域	→	達成 6 圏域
・在宅療養支援歯科診療所数(各圏域 10 以上)	達成 4 圏域	→	達成 6 圏域
・訪問薬剤指導を実施する薬局数(各圏域 50 以上)	達成 3 圏域	→	達成 6 圏域
・在宅看取りを実施している病院数(各圏域 1 以上)	達成 5 圏域	→	達成 6 圏域
・在宅看取りを実施している診療所数(各圏域 5 以上)	達成 5 圏域	→	達成 6 圏域

【実施事業】

- ・在宅医療普及・連携促進事業費
- ・在宅歯科医療連携室整備事業
- ・遠隔診療支援システム整備モデル事業
- ・看護師等育成強化事業
- ・薬剤師支援事業（在宅医療支援薬剤師等普及事業）
- ・モバイルファーマシー整備事業

④ 医療従事者の確保に関する目標

医療従事者の就労や研修、負担軽減に資する事業等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	25 人(H27)	→	27 人以上(R7)
・産科医及び産婦人科医の数(人口 10 万対)	8.8 人(H28)	→	9.2 人以上(R7)
・小児科医療に係る病院勤務医数	113.9 人(H26)	→	113.9 人以上(R7)
・小児科標榜診療所に勤務する医師数	92.5 以上(H26)	→	234.4 以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数（各圏域 1 以上）	達成 5 圏域(H26)	→	達成 6 圏域(R7)
・退院調整支援担当者を設置している病院数（各圏域 5 以上）	達成 4 圏域(H26)	→	達成 6 圏域(R7)

【実施事業】

- ・地域医療学講座設置事業
- ・医師育成キャリア支援事業
- ・医師確保対策推進事業
- ・地域医療体制確保医師派遣事業（病床機能分化医療スタッフ配置事業）
- ・救急医療対策事業
- ・小児救急医療電話相談事業
- ・医科歯科連携推進事業
- ・医療従事者勤務環境整備事業（医療勤務環境改善支援センター運営事業）
- ・院内保育事業運営費補助金
- ・看護師等養成所運営費補助金
- ・看護師等支援事業
- ・看護師等研修事業
- ・保健師等指導事業
- ・産科医等確保支援事業
- ・周産期医療対策強化事業
- ・感染制御学講座設置事業
- ・二次救急精神科医療支援体制整備事業
- ・薬剤師支援事業（薬剤師確保事業）
- ・食事療養提供体制確保事業

⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標

医師の時間外・休日労働時間の上限規制等に対応し、医師の健康を守るとともに、安全で質の高い地域医療を提供するため、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進を図る。

【定量的な目標値】

医師労働時間短縮計画における対象医師の平均時間外・休日労働時間が減少した特定労務管理対象機関の増加

0 施設（令和 6 年）→2 施設（令和 7 年）

【実施事業】

- ・地域医療勤務環境改善体制整備事業

2. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□愛媛県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

高度急性期	1,160 床(事業実施により前年度+1 床)
急性期	7,978 床(事業実施により前年度-45 床)
回復期	3,000 床(事業実施により前年度-176 床)
慢性期	4,339 床(事業実施により前年度-14 床)

(病床数は令和 6 年 7 月 1 日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

・在宅療養支援病院数	各圏域 1 以上→5 圏域達成(県合計 35)
・在宅療養支援診療所数	各圏域 15 以上→5 圏域達成(県合計 194)
・在宅療養支援歯科診療所数	各圏域 10 以上→4 圏域達成(県合計 131)
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	各圏域 50 以上→5 圏域達成(県合計 615)
・在宅看取りを実施している病院数	各圏域 1 以上→6 圏域達成(県合計 36)
・在宅看取りを実施している診療所数	各圏域 5 以上→5 圏域達成(県合計 170)

(令和 6 年 4 月 1 日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	27 人以上→19 人(R6)
・産科医及び産婦人科医の数(人口 10 万対)	9.2 人以上→9.3 人(R6)
・小児科医療に係る医療施設従事医師数	348.3 人以上→192 人(R6)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	各圏域 5 以上→4 圏域達成(県合計 63)(R5)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	各圏域 1 以上→4 圏域達成(県合計 23)(R5)

⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標

【定量的な目標値】

医師労働時間短縮計画における対象医師の平均時間外・休日労働時間が減少した特定労務管理対象機関の増加：0 施設（令和 6 年）→2 施設（令和 7 年）

2) 見解

病床機能分化連携基盤整備については、大きな規模ではないが、地域医療構想の目標年次に向けて、着実に転換が進んでいる。

在宅療養支援の環境は徐々に整いつつあり、在宅医療にかかわる施設数は増えつつあるが、地域偏在も見られるほか、医療機関相互の連携も不十分。進捗には地域差があり、目標に達する圏域が増えているが、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL向上を重視した医療への期待の高まりを踏まえ、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

医療従事者の確保については、大都市圏に医師が集中する流れが変わっておらず、勤務環境整備、離職防止・復職対策や救急・周産期医療支援体制の整備等の各種対策を行うも、特定の診療科目の医師確保が思うように進まず、医師の高齢化の進展等も加わり、医師の地域偏在も顕著化された。

3) 改善の方向性

病床機能分化連携基盤整備事業については、令和5年度に改定された第8次愛媛県地域保健医療計画の中に2025年時点の必要病床数が示され、また公立・公的病院の改革プランも29年度中に出揃い、公立病院経営強化プランの策定も進められていることから、今後圏域の中で議論が進んでいくものと思われる。宇摩圏域における医療機関の統合に係る施設整備や、他圏域における病床削減や機能転換に伴う施設整備等、各圏域で地域の実情に応じた医療提供体制の確保に向け、今後も、地域医療構想調整会議での議論を進め、確保した基金や国の病床機能再編支援補助金等も活用しながら、目標達成を図る。

在宅医療については、目標に達する圏域が増えているが、更に地域に根差した活動を着実に進め、その裾野を広げる必要があることから、ニーズの高まりに応え得る在宅医療提供体制構築のため、基金を活用して関係機関による協議会設置や在宅医療確保のための課題の抽出や対応策の検討を行っていくことにより、目標達成を図る。

医療従事者確保については、定量的な目標に設定していたべき地医療や小児科医療に係る医師数が目標に届いておらず、更に医師確保を進めることとしている。地域枠医師や自治医科大学卒業医師の確保をはじめ、県独自の奨学金制度やドクターバンク事業等を実施するほか、医師不足病院への支援、若手医師や医学生のキャリア形成支援の強化、県外医学生への卒後Uターンを促進する活動、人材育成手法の検討と確立等により目標達成を図る。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■宇摩圏域

1. 宇摩圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

宇摩圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足する医療機能の充実や医療機関の連携強化、在宅医療の提供体制の充実、医療従事者の育成等が挙げられている。

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

将来的に病床機能分化へ繋げるための二次救急医療体制の確保、ICTを活用した地域医療ネットワークの連携強化を行うことで、転院・在宅へのスムーズな移行促進を図り、急性期病床から回復期病床の転換促進につなげる。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数

	(平成28年度)		(令和7年度)
高度急性期	10床	→	51床
急性期	452床	→	317床
回復期	174床	→	294床
慢性期	401床	→	217床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

	(平成28年度)		(令和7年度)
・在宅療養支援病院数	0機関	→	1機関以上
・在宅療養支援診療所数	6機関	→	15機関以上
・在宅療養支援歯科診療所数	6機関	→	10機関以上
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	30か所	→	50か所以上
・在宅看取りを実施している病院数	0機関※	→	1機関以上
・在宅看取りを実施している診療所数	4機関※	→	5機関以上

※平成26年度実績

④ 医療従事者の確保に関する目標

救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、看護師養成施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

・小児科医療に係る病院勤務医数	4.1人(H26)	→	4.1人以上(R7)
・小児科標榜診療所に勤務する医師数	6.1人(H26)	→	17.5人以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	2機関(H26)	→	5機関以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	0機関(H26)	→	1機関以上(R7)

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

□宇摩圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

高度急性期	18床(目標との差-33床)
急性期	382床(目標との差+65床)
回復期	146床(目標との差-148床)
慢性期	258床(目標との差+41床)

(病床数は令和6年7月1日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

・在宅療養支援病院数	1機関以上→0機関
------------	-----------

- ・在宅療養支援診療所数 15 機関以上→5 機関
- ・在宅療養支援歯科診療所数 10 機関以上→9 機関
- ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 30 か所以上→38 か所
- ・在宅看取りを実施している病院数 1 機関以上→3 機関
- ・在宅看取りを実施している診療所数 5 機関以上→4 機関
(令和6年4月1日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

- ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 21.6 人以上→7 人(R6)
- ・退院調整支援担当者を設置している病院数 5 機関以上→4 機関
- ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 1 機関以上→0 機関

2) 見解

病床機能強化とICTの活用により病床転換が進んだほか、医療従事者の離職防止・復職対策や、在宅医療に関する専門知識習得のための講習会等の実施により、地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、依然厳しい状態であり、引き続き取り組んでいく必要がある。

3) 改善の方向性

医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■新居浜・西条圏域

1. 新居浜・西条圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

新居浜・西条圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、病院の機能分化の推進、医師をはじめとする医療従事者の確保及び地域定着等が挙げられている。

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

機能分化・連携につながる設備整備を行い、病床の削減・転換等を推進することで、圏域内での医療機能の充実と回復期病床の増加に繋げる。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数
(平成28年度) (令和7年度)

高度急性期	44 床	→	196 床
急性期	1,701 床	→	826 床
回復期	276 床	→	677 床
慢性期	703 床	→	648 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

	(平成 28 年度)		(令和 7 年度)
・在宅療養支援病院数	2 機関	→	2 機関以上
・在宅療養支援診療所数	22 機関	→	22 機関以上
・在宅療養支援歯科診療所数	20 機関	→	20 機関以上
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	82 か所	→	82 か所以上
・在宅看取りを実施している病院数	1 機関※	→	1 機関以上
・在宅看取りを実施している診療所数	11 機関※	→	11 機関以上

※平成 26 年度実績

④ 医療従事者の確保に関する目標

若手医師確保のための取り組みに対する支援、歯科衛生士養成所の新設、看護師養成施設や院内保育の運営支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

・小児科医療に係る病院勤務医数	15.9 人 (H26)	→	15.9 人以上 (R7)
・小児科標榜診療所に勤務する医師数	10.0 人 (H26)	→	40.3 人以上 (R7)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	11 機関 (H26)	→	11 機関以上 (R7)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	1 機関 (H26)	→	1 機関以上 (R7)

2. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□新居浜・西条圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

高度急性期	50 床(目標との差-146 床)
急性期	1416 床(目標との差+590 床)
回復期	433 床(目標との差-244 床)
慢性期	742 床(目標との差+94 床)

(病床数は令和 6 年 7 月 1 日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

・在宅療養支援病院数	2 機関以上→3 機関
・在宅療養支援診療所数	22 機関以上→24 機関
・在宅療養支援歯科診療所数	20 機関以上→13 機関
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	82 か所以上→91 か所
・在宅看取りを実施している病院数	1 機関以上→4 機関
・在宅看取りを実施している診療所数	11 機関以上→20 機関

(令和 6 年 4 月 1 日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

- ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 56.2人以上→23人(R6)
- ・退院調整支援担当者を設置している病院数 11機関以上→10機関
- ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 1機関以上→0機関

2) 見解

在宅医療体制は徐々に体制が充実してきており、医療従事者の確保については、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、依然厳しい状態であり、引き続き取り組んでいく必要がある。

3) 改善の方向性

医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■今治圏域

1. 今治圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

今治圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、関係機関相互の連携体制の強化、救急医療体制の維持・確保、医療従事者養成・確保対策の充実等が挙げられている。

①-1 地域医療構想の達成に向けた療機関の施設又は設備の整備に関する目標

将来的に病床機能分化へ繋げるための二次救急医療体制の確保や医療スタッフの確保・配置等を行うことで、転院・在宅への移行促進を図り、回復期病床の増加に繋げる。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数

	(平成28年度)		(令和7年度)
高度急性期	23床	→	119床
急性期	1,378床	→	682床
回復期	213床	→	708床
慢性期	764床	→	430床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

- ・在宅療養支援病院数 (平成28年度) 4機関 → (令和7年度) 4機関以上

・在宅療養支援診療所数	15 機関	→	15 機関以上
・在宅療養支援歯科診療所数	9 機関	→	10 機関以上
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	68 か所	→	68 か所以上
・在宅看取りを実施している病院数	1 機関※	→	1 機関以上
・在宅看取りを実施している診療所数	5 機関※	→	5 機関以上

※平成 26 年度実績

④ 医療従事者の確保に関する目標

救急医療体制の支援等による医師の負担軽減、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	1 人 (H29)	→	5 人以上 (R7)
・小児科医療に係る病院勤務医数	8.4 人 (H26)	→	9.5 人以上 (R7)
・小児科標榜診療所に勤務する医師数	12.0 人 (H26)	→	24.1 人以上 (R7)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	7 機関 (H26)	→	7 機関以上 (R7)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	1 機関 (H26)	→	1 機関以上 (R7)

2. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□今治圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

高度急性期	26 床(目標との差-93 床)
急性期	1122 床(目標との差+440 床)
回復期	262 床(目標との差-446 床)
慢性期	560 床(目標との差+130 床)

(病床数は令和 6 年 7 月 1 日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

・在宅療養支援病院数	4 機関以上→7 機関
・在宅療養支援診療所数	15 機関以上→16 機関
・在宅療養支援歯科診療所数	10 機関以上→18 機関
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	68 か所以上→72 か所
・在宅看取りを実施している病院数	1 機関以上→3 機関
・在宅看取りを実施している診療所数	1 機関以上→11 機関

(令和 6 年 4 月 1 日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	5 人以上→3 人
・小児科医療に係る医療施設従事医師数	33.6 人以上→17 人 (R6)

- ・退院調整支援担当者を設置している病院数 7 機関以上→2 機関
- ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 1 機関以上→2 機関

2) 見解

地域医療連携体制促進事業（連携室運営）及び病床機能分化医療スタッフ配置事業（地域医療体制確保医師派遣事業）により、限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化が図られた。また、在宅医療体制は徐々に体制が充実してきている。

3) 改善の方向性

医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■松山圏域

1. 松山圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

松山圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、郡市歯科医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、医療機関相互の役割分担や連携の推進、在宅医療の普及・推進、医療従事者の確保等が挙げられている。

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

病床の削減、転換等を伴う施設整備やそれを推進する医療スタッフの確保・配置を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数

	(平成28年度)		(令和7年度)
高度急性期	2,077 床	→	781 床
急性期	3,023 床	→	1,995 床
回復期	1,001 床	→	2,067 床
慢性期	2,668 床	→	1,836 床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅医療連携の拠点や相談窓口となる施設の運営、特殊な環境における地域包括支援システム構築支援、特別な対応を要する在宅患者の歯科診療支援拠点の整備や、在宅医療に携わる人材の育成確保等を通じ、圏域の在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

	(平成28年度)		(令和7年度)
・在宅療養支援病院数	10 機関	→	10 機関以上
・在宅療養支援診療所数	123 機関	→	123 機関以上
・在宅療養支援歯科診療所数	54 機関	→	54 機関以上
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	244 か所	→	244 か所以上
・在宅看取りを実施している病院数	4 機関※	→	4 機関以上

- ・在宅看取りを実施している診療所数 33 機関※ → 33 機関以上
※平成 26 年度実績

④ 医療従事者の確保に関する目標

救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師等養成所運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

- ・へき地診療所の医師数 16 人(H29) → 24 人以上(R7)
- ・小児科医療に係る病院勤務医数 71.5 人(H26) → 71.5 人以上(R7)
- ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 46.1 人(H26) → 80.2 人以上(R7)
- ・退院調整支援担当者を設置している病院数 5 機関(H26) → 5 機関上(R7)
- ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 18 機関(H26) → 18 機関以上(R7)

2. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□松山圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 高度急性期 1036 床(目標との差+255 床)
 - 急性期 3458 床(目標との差+1463 床)
 - 回復期 1510 床(目標との差-557 床)
 - 慢性期 1989 床(目標との差+153 床)
- (病床数は令和 6 年 7 月 1 日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- ・在宅療養支援病院数 10 機関以上→17 機関
- ・在宅療養支援診療所数 123 機関以上→104 機関
- ・在宅療養支援歯科診療所数 54 機関以上→74 機関
- ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 244 か所以上→310 か所
- ・在宅看取りを実施している病院数 4 機関以上→16 機関
- ・在宅看取りを実施している診療所数 33 機関以上→83 機関
(令和 5 年 4 月 1 日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

- ・へき地診療所の医師数 24 人以上→4 人
- ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 151.7 人以上→123 人(R6)
- ・退院調整支援担当者を設置している病院数 5 機関以上→28 機関
- ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 18 機関以上→13 機関

2) 見解

病床機能分化医療スタッフ配置事業により、限られた医療人材を有効活用し、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。また、在宅医療体制は支援病院数が増加するなど、一定の体制整備が充実してきている。

3) 改善の方向性

医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■八幡浜・大洲圏域

1. 八幡浜・大洲圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

八幡浜・大洲圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足する医療機能を補完する医療機関の連携体制の整備、在宅医療推進のための連携体制の構築、救急医療体制維持のための人材確保等が挙げられている。

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

病床の削減、転換等を推進する医療スタッフの確保・配置、ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備等を行うことで、転院・在宅への移行促進を図り、回復期病床の増加に繋げる。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数

	(平成28年度)		(令和7年度)
高度急性期	0床	→	59床
急性期	1,028床	→	486床
回復期	235床	→	693床
慢性期	689床	→	443床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

	(平成28年度)		(令和7年度)
・在宅療養支援病院数	1機関	→	1機関以上
・在宅療養支援診療所数	30機関	→	30機関以上
・在宅療養支援歯科診療所数	7機関	→	10機関以上
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	57か所	→	57か所以上
・在宅看取りを実施している病院数	1機関	→	1機関以上
・在宅看取りを実施している診療所数	12機関	→	12機関以上

④ 医療従事者の確保に関する目標

救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、院内保育施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	31人(H29)	→	32人以上(R7)
・小児科医療に係る病院勤務医数	2.4人(H26)	→	2.5人以上(R7)
・小児科標榜診療所に勤務する医師数	10.0人(H26)	→	44.4人以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	8機関(H26)	→	8機関以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	1機関(H26)	→	1機関以上(R7)

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

□八幡浜・大洲圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

高度急性期	0床(目標との差-59床)
急性期	818床(目標との差+332床)
回復期	352床(目標との差-341床)
慢性期	376床(目標との差-67床)

(病床数は令和6年7月1日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

・在宅療養支援病院数	1機関以上→5機関
・在宅療養支援診療所数	30機関以上→28機関
・在宅療養支援歯科診療所数	10機関以上→5機関
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	57か所以上→63か所
・在宅看取りを実施している病院数	1機関以上→4機関
・在宅看取りを実施している診療所数	12機関以上→34機関

(令和6年4月1日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	32人以上→5人
・小児科医療に係る医療施設従事医師数	46.9人以上→9人(R6)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	8機関以上→8機関
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	1機関以上→2機関

2) 見解

I C T地域医療ネットワークの基盤整備を行ったほか、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。さらに、病床機能分化医療スタッフ配置事業や医科歯科連携歯科衛生士配置事業により限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化、在宅医療への移行促進が図られた。在宅医療体制は支援病院数が増加するなど、一定の体制整備が充実してきている。

3) 改善の方向性

医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■宇和島圏域

1. 宇和島圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

宇和島圏域では、地元保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題は、医療機関相互の役割分担・連携強化、救急医療体制の維持・確保、深刻な医師不足の解消となっている。

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

病床の削減、転換等を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。

【定量的な目標値】

地域医療構想で記載する令和7年度に必要な医療機能ごとの病床数

	(平成28年度)		(令和7年度)
高度急性期	30床	→	120床
急性期	1,049床	→	418床
回復期	281床	→	454床
慢性期	563床	→	305床

② 居宅等における医療の提供に関する目標

最新技術による遠隔診療支援により、地域の中核病院の機能強化と在宅医療提供体制の充実を図る。

【定量的な目標値】

	(平成28年度)		(令和7年度)
・在宅療養支援病院数	0機関	→	1機関以上
・在宅療養支援診療所数	12機関	→	15機関以上
・在宅療養支援歯科診療所数	14機関	→	14機関以上
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	42か所	→	50か所以上
・在宅看取りを実施している病院数	2機関※	→	2機関以上
・在宅看取りを実施している診療所数	6機関	→	6機関以上

④ 医療従事者の確保に関する目標

救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、若手医師の育成拠点の整備、医療従事者の確保・養成を図る。

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	12人(H29)	→	23人以上(R7)
・小児科医療に係る病院勤務医数	11.6人(H26)	→	11.6人以上(R7)
・小児科標榜診療所に勤務する医師数	8.3人(H26)	→	27.9人以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	4機関(H26)	→	5機関以上(R7)
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	5機関(H26)	→	5機関以上(R7)

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

□宇和島圏域（達成状況）

1) 目標の達成状況

①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

高度急性期	30床(目標との差-90床)
急性期	782床(目標との差+364床)
回復期	297床(目標との差-157床)
慢性期	414床(目標との差+109床)

(病床数は令和6年7月1日時点)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

・在宅療養支援病院数	1機関以上→3機関
・在宅療養支援診療所数	15機関以上→17機関
・在宅療養支援歯科診療所数	14機関以上→12機関
・訪問薬剤指導を実施する薬局数	50か所以上→41か所
・在宅看取りを実施している病院数	2機関以上→6機関
・在宅看取りを実施している診療所数	6機関以上→18機関

(令和6年4月1日時点)

④ 医療従事者の確保に関する目標

【定量的な目標値】

・へき地診療所の医師数	23人以上→6人
・小児科医療に係る医療施設従事医師数	39.5人以上→13人(R6)
・退院調整支援担当者を設置している病院数	5機関以上→11機関
・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数	5機関以上→6機関

2) 見解

病床機能分化医療スタッフ配置事業により、限られた医療人材を有効活用し、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。また、在宅医療普及推進事業により、在宅医療への移行促進が図られてはいるものの、医療従事者の不足等により在宅医療を支援する医療機関数は伸び悩んでいるため、引き続き確保に努める必要がある。

3) 改善の方向性

医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。

4) 目標の継続状況

- 令和7年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和7年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

令和6年度愛媛県計画に規定した事業について、令和6年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	医療 No. 1	【総事業費（計画期間の総額）】 416,625 千円
	病床機能分化連携基盤整備事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関等が行う病床の転換等を伴う施設・整備事業等に対して補助を行い、病床の機能分化・連携を推進する。	
	アウトカム指標：高度急性期病床の機能強化を行った病院数：1 急性期病床の機能強化を行った病院数：2 回復期病床の機能強化を行った病院数：8	
事業の内容（当初計画）	病床の機能の分化及び連携や地域医療ネットワーク基盤整備等の推進を図る取組に対する施設・設備整備に必要な経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	高度急性期、急性期及び回復期病床を機能強化し、将来転換を促進する施設・設備整備数（11 機関）	
アウトプット指標（達成値）	高度急性期、急性期及び回復期病床を機能強化し、将来転換を促進する施設・設備整備数（3 機関）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 → 確認できた 高度急性期病床の機能強化を行った病院数：0、急性期病床の機能強化を行った病院数：0、回復期病床の機能強化を行った病院数：3	
	(1) 事業の有効性 回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟などへの病床機能の転換など、地域包括ケアシステム構築に向けた機能分化が図られた。 (2) 事業の効率性 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保できるように病床の機能分化が促されることが期待できる。	
その他	過年度：H27 年度	

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	医療 No. 2	【総事業費（計画期間の総額）】 35,583 千円
	広域災害・救急等医療情報システム運営事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、医療機関、消防機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	システム導入前は、搬送先の選定は「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づき、比較的円滑な運用が行われていたものの、厳密に正しい搬送先に正しく搬送されているかの判断は搬送中も搬送後もできない状態であったこと、また、地域によって情報に偏りがあり、かつ分析ができない状態であったことから、システムを活用した病床機能の分化及び連携促進として、搬送時の救急現場と医療機関の連携強化や救急搬送データの事後検証機能を運営することが有効であると考えます。	
	アウトカム指標：救急搬送情報の入力件数 77,575 件(R4)→ 78,000 件(R6)	
事業の内容 (当初計画)	広域災害・救急等医療情報システムにおいて、救急現場と医療機関をネットワークで接続し、患者情報を共有するシステムを運営することで、各医療圏域の救急医療体制の強化と他圏域との連携強化を図るとともに、システム内に集約した医療機関の機能情報と蓄積した救急搬送情報のデータを活用し、医療機関ごとの役割分担や構想区域ごとの医療提供体制を明確化し、病床機能の転換のほか、救急搬送時の医療機関の適正な選定を促す。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	接続機関数（救急搬送機能） 316 機関(R5)→ 320 機関(R6)	
アウトプット指標 (達成値)	接続機関数 2,793 件(R7.10月末時点)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：→ 確認できた(搬送情報件数 85,932 件(R6年度))	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>圏域によらず県内すべての救急隊と救急医療機関とが、本システムによりリアルタイムに患者情報の共有を行うことで、適切な搬送先選定のほか、医療機関での迅速な受入準備等の連携強化を実現したとともに、医療機能情報や救急搬送情報を一元的に蓄積し、救急搬送に係る搬送、傷病者、予後等の一連の情報を出力して分析が可能となるなど、事後検証等への有効活用が可能となった。</p> <p>なお、アウトプット指標は未達成となるが、アウトカム指標は達成しており、医療機関数の減少傾向の中、一定数の入力・接続機関があり、本事業の目的に沿った取組となっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県下統一の本システムにより運用することで、広域搬送を含めて、救急隊と医療機関とが、円滑かつ効率的な連携を行った。</p>	
その他	過年度：H27年度	

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	医療 No. 3	【総事業費（計画期間の総額）】 10,609 千円
	医科歯科連携推進事業(機能分化のための歯科衛生士確保事業)	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	医療機関、県歯科医師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	早期退院の実現により病床の機能分化を促進するため、医科歯科連携の重要性が指摘されているものの、現状では歯科医療関係者を配置している病院は少なく、歯科医療関係者を交えたチーム医療を実施する体制になっていない。	
	アウトカム指標：平均在院日数の短縮(R4:28.9日→R6:28.3日)による慢性期→回復期病床への転換促進	
事業の内容(当初計画)	在宅復帰を目指す患者の早期退院を促し、地域の病床の分化を促進するため、病棟・外来に歯科衛生士を配置し、患者の口腔管理や退院時の歯科医療機関の紹介等を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	歯科衛生士を配置する病院数(5施設) ※県歯科医師会が実施する歯科衛生士派遣事業に伴う派遣先病院を含む。	
アウトプット指標(達成値)	歯科衛生士を配置する病院数(R6実績:2施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：→確認できた。(R5:27.9日→R6:27.3日)	
	(1)事業の有効性 病棟・外来に歯科衛生士を配置し、適切な口腔管理を行うことにより、合併症、誤嚥性肺炎、摂食・嚥下障害等を予防し、患者のQOLの向上、早期退院、早期回復につなげることができる。当初の目標値は達成できなかったが、平均在院日数は短縮されており、本事業の目的に沿った取組となっている。 (2)事業の効率性 医科歯科連携の実現のため、歯科医師・歯科衛生士がチーム医療の一員として、専門的な処置からセルフケアに至るまで、患者の状態に応じた適切な処置を行い、口腔衛生管理を徹底することで、病気の進行抑制や予防が期待できる。	
その他	過年度：H27年度	

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	医療 No. 4	【総事業費（計画期間の総額）】 50,407 千円
	地域医療構想分析・アドバイザー事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、地域医療構想を推進するに当たり、各医療関係者がそれぞれの立場に基づく危機意識を有しているものの、各圏域の医療提供体制等に係る客観的なデータが不足しており、共通する認識に基づく議論が成立し難い状況にある。	
	アウトカム指標：地域医療構想アドバイザーが参加し、データ分析を活用して議論を行う地域医療構想調整会議等の数：7件	
事業の内容（当初計画）	専門コンサルタントによるデータ分析を実施して各圏域の医療提供体制等を可視化するとともに、地域医療構想アドバイザーによる助言・調整活動を行い、調整会議をはじめとする各圏域における議論の活性化を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域の連携体制の構築に取り組む圏域数（6圏域）	
アウトプット指標（達成値）	地域の連携体制の構築に取り組む圏域数（6圏域）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：→ 確認できた（地域医療構想アドバイザーが参加する地域医療構想調整会議等の数：10件）	
	<p>(1) 事業の有効性 地域医療構想の実現に向けて各圏域で議論を進めつつ、地域医療構想アドバイザーの助言を受けながら全体会議においても施策の方向性等について協議しており、地域の実情に応じた議論を進めるに当たり成果があったものと考えている。</p> <p>(2) 事業の効率性 各圏域での議論の結果を踏まえつつ、県全体の方向性を共有することができた。</p>	
その他	過年度：R5年度	

事業の区分	I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業	
事業名	医療 No. 5	【総事業費（計画期間の総額）】 238,032 千円
	病床機能再編支援事業	
事業の対象となる区域	全県域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	地域医療構想の実現のため、療養病床又は一般病床を有する医療機関が病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う必要がある。	
	アウトカム指標：地域医療構想において過剰とされる病床機能に係る削減数：113床(R6)	
事業の内容 (当初計画)	医療機関が地域医療構想に沿った病床削減や再編統合を実施した場合に給付金を支給する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	地域医療構想の主旨に沿って病床を削減する医療機関数：5機関	
アウトプット指標 (達成値)	地域医療構想の主旨に沿って病床を削減する医療機関数：5機関	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：→確認できた(203床→90床(急性期病床166床→90床、慢性期病床37床→0床))	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域医療構想に即した病床機能再編を進めることにより、地域の実情に応じた持続的な医療提供体制の整備を進めることができる。</p> <p>必要病床数と比較し過剰となっている急性期病床及び慢性期病床が削減されており、本事業の目的に沿った取組となっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業の対象となる医療機関及び病床は、地域医療構想に即したものであるとして地域医療構想調整会議で認められたものであり、最小限の財政支援で適切な医療提供体制が整備でき、地域医療全体に効果が波及するものと考えている。</p>	
その他		

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	医療 No. 6	【総事業費（計画期間の総額）】 126,961 千円
	在宅医療普及・連携促進事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	郡市医師会、県歯科医師会、医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が増加の一途をたどっているにもかかわらず、住み慣れた地域や自宅で生活し続けたいという住民のニーズに応える体制は十分とは言えない現状であることから、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の充実・強化を図る必要がある。さらに、地域住民の在宅医療への理解を得ることで、適切な医療の提供、受診につなげる必要がある。	
	アウトカム指標：在宅等での死亡割合の増加(R4：34.2%→R6：35.0%)	
事業の内容 (当初計画)	○市町や地域ごとに在宅医療の課題への対応を検討する協議会・研修等の開催、一般市民に対する在宅医療の普及啓発等(講演会の開催等) ○在宅医療の拠点となる施設の運営に対する補助	
アウトプット指標 (当初の目標値)	○地域の在宅医療に係る課題解決や研修・講演会等に取り組む団体数(市、郡市医師会、病院、訪問看護協会、NPO法人など)(目標：9団体) ○在宅医療連携拠点補助施設数(2施設)	
アウトプット指標 (達成値)	○地域の在宅医療に係る課題解決や研修・講演会等に取り組む団体数(市、郡市医師会、病院、訪問看護協会、NPO法人など)(R6実績：10団体) ○在宅医療連携拠点補助施設数(R6実績：2施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅等での死亡割合の増加→確認できた(R6実績：34.9%)	
	(1)事業の有効性 本事業では、医療・介護関係者による多職種連携のための講演会の開催、看護師特定行為研修の開催、がん診療拠点病院と地域の医療機関との連携等、内容を具体的に絞り込んだ実践的な研修等を実施しており、地域に対し即効性のある成果があったものと考えている。 (2)事業の効率性 事業実施主体は、医師会や地域での拠点となる医療機関であり、本事業の実施により各地域での在宅医療関係者の連携の中核となる人材が育成されることから、最小限の財政支援で各地域の他の事業者や医療機関等にも効果が波及するものと考えている。	
その他		

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	医療 No. 7	【総事業費（計画期間の総額）】 54,712 千円
	在宅歯科医療連携室整備事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化が進行する中、歯の保存状況と咀嚼機能の回復は全身の健康と生命予後にも影響することが研究により明らかとなっているが、在宅歯科診療の供給体制は十分ではないため、歯科、医科、介護及び行政等の連携体制を構築して窓口機能を一元化するとともに、住民への普及啓発を行う必要がある。	
	アウトカム指標：在宅での歯科診療訪問回数の増加 歯科診療訪問回数の増加(R4:1,608回→R6:1,688回(5%増))	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・各連携機関との調整窓口 ・在宅歯科医療希望者等の相談窓口 ・在宅歯科医療や口腔ケア指導等の実施歯科診療者等の紹介 ・居宅患者に対する歯科診療者の派遣 ・在宅歯科医療に関する広報・啓発 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	連携室による相談対応件数 R4:1,695件→R6見込:1,779件(5%増)	
アウトプット指標 (達成値)	連携室による相談対応件数→R5:1,970件→R6:2,089件	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅歯科医療連携室の委託業務として実施した歯科診療訪問回数の増加 (R5実績1,749件→R6実績1,897件)	
	(1)事業の有効性 事業開始から一定期間経過し、連携室の委託業務としての訪問診療以外にも各支部で実施している訪問診療は増加しており、在宅歯科診療が普及していると考えられる。今後も医療・介護と連携し、通院困難な高齢者、要介護者等への在宅歯科医療の利用普及に努める。 (2)事業の効率性 市町や地域包括支援センター等関係機関と協力し、訪問歯科診療を希望する患者が適切な診療を受けられる体制が整備できている。	
その他	過年度：R1年度	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	医療 No. 8	【総事業費（計画期間の総額）】 13,397 千円
	遠隔診療支援システム整備モデル事業	
事業の対象となる区域	宇和島	
事業の実施主体	県、医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	<p>愛南町における医師減少率は38.8%（H8～H28）であり、他地域と比較し高いほか、愛南町を支える県立南宇和病院は24時間365日の救急対応や緊急呼び出し等による医師の負担は大きい。</p> <p>同町では、地域医療人材確保・育成モデル事業（29年度から3年間）を実施するなど、地域一体となって不足する医療資源の有効活用化に向けた取り組みを行っており、今後、築き上げた連携体制を有効活用し、5G等の最新技術の活用を見据えた地域医療支援システムを構築することにより必要な地域医療提供体制を確保することが期待されている。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔診療支援システム利用患者数50人/月（R6年度末） 	
事業の内容 （当初計画）	<p>南宇和病院を核とする愛南町の地域医療体制確保のため、5G通信を活用した診療機能強化・若手医師診療支援のモデルを構築し、成果を他の医師不足地域等へ拡大する。</p> <p>具体的には、在宅患者の映像や電子カルテ情報の医療従事者間での共有、専門医を多く抱える県立中央病院・愛媛大学医学部附属病院から南宇和病院、町内検診会場への4K映像の伝送による遠隔医療支援等により、若手医師の育成や愛南地域の医療提供体制の強化につなげる。また、これまでの事業で得られた成果を踏まえ、他の医師不足地域への展開に向けた検討・協議を進める。</p>	
アウトプット指標 （当初の目標値）	遠隔診療支援システム利用医師数2人⇒5人[R6]	
アウトプット指標 （達成値）	遠隔診療支援システム利用医師数2人⇒5人[R6]	
事業の有効性 ・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：確認できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠隔診療支援システム利用患者数31人/月（R6年度末） <p>当初見込んでいた目標には届かなかったが、オンライン診療の患者数は前年度と比較して伸びており、今後も利用の拡充が期待できる。</p>	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医師不足が深刻化している愛南地域において、限られた医療資源の効率的な運用を行うことができることから、本事業の有効性は高いと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>遠隔医療を導入することにより、通信費用の負担が増えるものの、地域の移動困難な患者が容易に医療機関を受診できるようになる他、応援医師に対してオンラインで情報提供を行うことが可能となり、効率的な運営が可能となることが期待できる。</p>	
その他	過年度：R1年度	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	医療 No. 9	【総事業費（計画期間の総額）】 1,125 千円
	看護師等育成強化事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療を推進するために訪問看護が果たすべき役割は大きい。しかし、事業所の運営等に苦慮し短期間で管理者が代わる施設もある。そこで、管理者が必要な能力について学び実践することで、運営の安定化を図り、訪問看護の質の向上と人材確保を目指す必要がある。	
	アウトカム指標 ○県内の訪問看護ステーション数 (R5)192 か所→(R6)200 か所 ○訪問看護ステーション従事者数 (R4)855 人 ⇒(R6)R4 と比較して増加	
事業の内容 (当初計画)	看護職員に対し必要な知識や技術を習得させるための研修を実施し、より高度な知識と技術を持った看護職員の育成・確保を進める。 ○訪問看護管理者研修(訪問看護ステーション管理者を対象にした研修会の実施	
アウトプット指標 (当初の目標値)	○訪問看護管理者研修会に参加した施設数 (R4)143 施設→(R6)160 施設 ○訪問看護管理者研修会に参加した人数 定員数(30名)参加	
アウトプット指標 (達成値)	○訪問看護管理者研修会に参加した施設数(R4)143 施設→(R6)163 施設 ○訪問看護管理者研修会に参加した人数 25名参加	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ○県内の訪問看護ステーション数：(R5)192ヶ所→(R6)211カ所 ○訪問看護ステーション従事者数：(R4)855人⇒(R6)1,084人	
	(1)事業の有効性 本事業の実施により、愛媛県の全域において在宅医療関係者間での顔の見える関係が構築され、在宅医療従事者間の連携・訪問看護の質の向上・人材確保の促進につながっている。 (2)事業の効率性 事業開始の早い段階から実行委員会を開催することで、地域のニーズをもとにした研修プログラムの構築・周知につながり、効率的に執り行われた。	
その他		

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	医療 No. 10	【総事業費（計画期間の総額）】 12,556 千円
	薬剤師支援事業(在宅医療支援薬剤師等普及事業)	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県薬剤師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療を推進するためには、薬剤師が質の高い薬学管理を実施し、在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な薬物療法を提供していくことが重要であるが、在宅医療に取り組む薬剤師の経験不足や知識不足等が課題となっている。また、医療機関を退院した患者と在宅対応が可能な薬局をいかにしてつなぐかが問題となっている。	
	アウトカム指標：在宅訪問できる薬局の増加。 在宅訪問できる薬局の増加(R4：348軒→R6：358軒(3%増))	
事業の内容(当初計画)	在宅医療に係る薬剤師の育成を行うとともに、在宅医療連携の拠点となる在宅薬局支援センターの運営及び在宅医療薬剤師の確保を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	在宅医療に係る薬剤師の養成研修会(目標：4回)	
アウトプット指標(達成値)	在宅医療に係る薬剤師の養成研修 9回実施 簡易懸濁法講習会 R6.10.19、R6.12.15 フィジカルアセスメント研修会 R6.10.20 吸入支援セミナー R6.10.27、R7.1.23 PCA講習会 R6.7.28、R6.10.27 地域ケア連携WEB講演会(在宅編)R7.1.30、(がん編)R7.2.7	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：薬局・医療施設従事薬剤師数(人口10万人対数)の増加(医師歯科医師薬剤師数調査) →確認できなかった。(R6.12.31現在の調査結果がR7.12頃公表予定) このため、えひめ医療情報ネットに報告されている薬局・医療機関に従事する薬剤師数を代替指標とした。(R4：2,306人→R6：2,469人)	
	(1)事業の有効性 本事業の実施により、在宅医療関係者間の連携を促進し、また、医師会等多職種に対し在宅訪問のできる薬局の周知及び情報提供を行い、地域包括ケアシステムの構築に必要な在宅医療の普及を推進する。 (2)事業の効率性 医療圏域毎に在宅訪問のできる薬局を把握したうえで、医師等多職種に周知するとともに、登録を行った薬局については随時HPを更新し公表することで、効率的に在宅訪問のできる薬局を周知した。	
その他	一部過年度：H30年度	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	医療 No. 11	【総事業費（計画期間の総額）】 15,923 千円
	モバイルファーマシー整備事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県薬剤師会	
事業の期間	令和6年7月10日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	多くの薬局が少数の薬剤師で調剤しているため、松山市など中予地域で行う調剤技術研鑽の専門的な研修会への参加が難しく、県内各地に移動して実施できる研修の設備が求められる。また、薬局には入室制限があるため既存薬局内での研修は困難であるほか、在宅医療では、看護師や介護士など多職種との連携が重要あり、これらの職種の方に実際の薬剤師の調剤・服薬業務等を間近で見てもらい、薬剤師の役割を理解・認識していただくことで、他職種連携を促進させる必要がある。	
	アウトカム指標：在宅訪問できる薬局の増加。 在宅訪問できる薬局の増加(R3：342軒→R5：352軒(3%増))	
事業の内容(当初計画)	モバイルファーマシーを活用して輸液や抗がん剤の調剤等の技術研修を実施し、在宅医療に必要な技術を習得するほか、医療職以外の他の職種に対して、実際に薬剤師の業務を理解してもらい、多職種の連携を増やすることで、在宅医療への薬剤師の介入を支援し、在宅対応が可能な薬局を増加させる。	
アウトプット指標(当初の目標値)	在宅医療に係る薬剤師の養成研修会(目標：4回)	
アウトプット指標(達成値)	<p>車両整備が R7.3 となったため、研修会の実施には至らなかったが、R7 年度の実施に向けて以下の研修計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要が見込まれる無菌調剤について、麻薬や抗がん剤の無菌調剤に関する基礎知識も広く共有するため、モバイルファーマシーを活用して、無菌的な注射剤の調製技術の研修を東予・南予地域で実施する。 ・災害時における在宅支援は重要な課題であるため、モバイルファーマシーを活用した無菌調剤の研修を行うことに加え、実際に被災地で在宅支援活動を経験した講師による講演を行い、知識向上を図る（中予地域）。 <p>(参考) R7 年度実施状況 (R7. 11. 7 現在)</p> <p>東予地域：R7. 9. 23 実施、中予地域：R9. 10. 19 実施 南予地域：R7. 11. 30 実施予定</p>	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：薬局・医療施設従事薬剤師数(人口10万人対数)の増加(医師歯科医師薬剤師数調査) →確認できなかった。(R6. 12. 31 現在の調査結果が R7. 12 頃公表予定) このため、えひめ医療情報ネットに報告されている薬局・医療機関に従事する薬剤師数を代替指標とした。(R4：2,306人→R6：2,469人)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、中予地域で行う調剤技術研鑽の専門的な研修内容を、東南予地域の薬剤師が受講できる体制を整備することで、全内全域で在宅医療に取り組む薬局の増加に繋げ、地域包括ケアシステムの構築を促進する。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>移動可能な研修施設の導入により、地域の薬局薬剤師の負担軽減と在宅医療に取り組む意欲の向上に繋がり、県内の医療提供体制の充実化と平準化に寄与することができる。</p>	
その他	過年度：H30 年度	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 12	【総事業費（計画期間の総額）】 29,667 千円
	地域医療学講座設置事業	
事業の対象となる区域	松山、八幡浜・大洲、宇和島	
事業の実施主体	県、大学	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	地域医療を担う医師は、疾病の診療にとどまらず、家族、職場、地域を視野に入れた幅広い医療活動が求められており、ニーズに即した医療支援システムの研究や総合医としての役割が担える医師の養成システムの構築が急務であるため、医学生及び研修医等に対する現地実習等を含めた実践的な教育・研修を行うことにより、地域医療に必要な知識・技術を身に付けた医師の養成を図る。	
	アウトカム指標：総合診療科の専門医プログラムを選択する医師の増（令和5年度：1名→令和6年度以降2名程度増）	
事業の内容 (当初計画)	愛媛大学に寄付講座(地域医療学講座)を設置し、へき地にある公立病院(久万高原町立病院、西予市立野村病院、県立南宇和病院)に開設の「地域サテライトセンター」を活動拠点にして、学生への講義・実地研修等を行うとともに、診療を通じた地域医療の支援や研究も行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修参加人数 R6：200名程度(延べ人数)	
アウトプット指標 (達成値)	研修参加人数 R6：200名(延べ人数)	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 総合診療科の専門医プログラムを選択する医師の増 (令和5年度：1名→令和6年度以降2名程度増)→確認できた(総合診療科専門医プログラム選択医師数：2名)	
	(1)事業の有効性 当事業を継続して実施することにより、将来の地域医療を担う人材の確保・養成に繋がる。 (2)事業の効率性 愛媛大学医学部内に「地域医療学講座」を設置し、へき地にある公立病院等に設置の地域サテライトセンターを活動拠点に、地域医療の経験と実績が豊富な教授のもと、診療を通じた地域医療に関する研究、学生への講義、実地研修等を実施している。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 13	【総事業費(計画期間の総額)】 73,057 千円
	医師育成キャリア支援事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	医師の地域間・診療科間の偏在や医師の高齢化により、地域医療に必要な医師が不足しており、医師の確保及び若手医師の県内定着が急務となっている。	
	アウトカム指標：地域枠医師のうち、松山圏域以外の医療機関で勤務する医師の数([R4]48人→[R6]78人)	
事業の内容 (当初計画)	地域医療支援センターの運営(大学に委託)により、若手医師や医学生のカリヤ形成支援をはじめ、医師不足病院への支援などを行う。 また、県内外の医学生のネットワークづくりによる卒後Uターンを促進し、若手医師の県内定着を図るほか、地域の実情に応じた連携体制の構築や人材育成の手法を検討する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域枠医師に対する個別面談回数(R6年度目標：100回) ・医師派遣・あっせん数(R6年度目標：118名) ・キャリア形成プログラムの作成数(R6年度目標：26プログラム) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師派遣・あっせん数(R6実績：94人) ・キャリア形成プログラムの作成数(R6実績：26プログラム) ・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合(R6実績：100%) 	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：地域枠医師のうち、松山圏域以外の医療機関で勤務する医師の数 →確認できた。([R4]48人→[R6]73人)	
	(1)事業の有効性 今後、地域枠医学生は約290名程度を養成することになっており、医師不足・医師の偏在が著しい本県にとっては有効性が高い事業となっている。 (2)事業の効率性 地域医療支援センターには、専任医師2名、専従職員4名を置くこととしており、現場起点でキャリアプログラムの作成、医師不足地域への医師派遣等が検討でき効率的に事業実施ができた。	
その他	過年度：R1年度	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 14	【総事業費(計画期間の総額)】 19,473 千円
	医師確保対策推進事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、県医師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	県内の医師不足及び医師偏在の解消を図るため、県内外の医療機関を退職する医師等と県内の医療機関とのマッチングに取り組む等、医師の確保を促進し、県内の医療体制の維持を図る。	
	アウトカム指標： ○令和6年度医師斡旋成約数の増(R5:3件→R6:3件程度増) ○救急科の専門医取得プログラムを選択する県内医師の増 (令和5年度:1人→令和6年度以降毎年2人程度増) ○産科の専門医取得プログラムを選択する県内医師の増 (R5:6人→R6以降毎年4人程度増)	
事業の内容 (当初計画)	○愛媛県医師会に事業運営委託し、愛媛大学医学部及び県と連携して、求人者及び求職者が円滑にマッチングできるよう調整し、ニーズの掘り起こしを行う。 ○産科診療に必要な知識やスキルの修得を図る「ALSOプロバイダーコース」、救急医療に必要な知識やスキルの修得を図る「JATECコース」等を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	○医師斡旋のための登録医師数増(R5:19人→R6:24人) ○ALSOプロバイダーコース受講者数 対前年比15%増(R5:16人→R6:18人) ○JATECコース等の受講者数 対前年比5%程度増(R5:43人→R6:45人)	
アウトプット指標 (達成値)	○医師斡旋のための登録医師数増(R5:19人→R6:27人) ○ALSOプロバイダーコース受講者数 対前年比25%増(R5:16人→R6:20人) ○JATECコース等の受講者数 対前年比約10%減(R5:43人→R6:39人)	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：確認できた(R6産科:2人、R6救急科:1人)	
	(1)事業の有効性 県内においては、産科医及び救急医が特に不足している状況であり、当該診療科従事者の確保及び定着を図る当事業は、県内唯一の医育機関である愛媛大学が主体となり実施する事業であり、必要不可欠である。 (2)事業の効率性 本事業を通じて若手医師からベテラン医師の産科及び救急科への興味を引き出し、より積極的な関わりをもたらしており、愛媛県内の医療の底上げへと繋がっている。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 15	
	地域医療体制確保医師派遣事業（病床機能分化医療スタッフ配置事業）	【総事業費（計画期間の総額）】 145,748 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	郡市医師会、医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	各圏域で必要とされる診療機能の確保が困難な、あるいは困難になる可能性がある医療機関からのニーズに対して、各圏域の医療資源にあわせた医師派遣体制を構築することにより、圏域ごとに自立した医療提供体制を整備する必要がある。	
	アウトカム指標：支援を受け体制を確保できた医療機関数 (R3:24 機関→R6:23 機関)	
事業の内容 (当初計画)	医師偏在又は高度急性期病床が不足する圏域で、要支援医療機関に対し医師を派遣する病院への支援。	
アウトプット指標（当初の目標値）	協力医療機関から要支援機関に派遣された医師の診療時間 (R3:10,911 時間→R6:12,146 時間)	
アウトプット指標（達成値）	協力医療機関から要支援機関に派遣された医師の診療時間 (R6 実績：10,934 時間)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：○支援を受け体制を確保できた医療機関数→確認できた（R6 実績：24 機関）○退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度）→確認できた（R6 実績:75.17%）	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医師の働き方改革等の影響により、要支援機関と協力機関との調整が難航した結果、要支援機関における受療自体が減少し、要支援機関への医師の派遣時間が減少したが、医師偏在又は高度急性期病床が不足する圏域の要支援機関に対し医師を派遣し、地域の医療機能を維持しつつ、地域連携により現状の人材を活用しながら、医師偏在を調整することが必要であることから、事業は有効なものであったと考えており、今後は目標達成に向け、更なる事業の推進を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療構想に即した機能分化や連携推進を図るため、潜在的に転換可能な病院に対する医師派遣と並行し、救急医療体制の充実のため、「t-PA ホットライン」、「急性冠症候群(ASC)ネットワーク」や「外科腹部救急医療体制支援」の体制を取り入れ、実績・効率が上がっている。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 16	【総事業費（計画期間の総額）】 78,532 千円
	救急医療対策事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、消防本部、郡市医師会、医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	小児救急への対応が可能な医療機関の確保が困難となっているため、小児二次救急医療体制に参画する医療機関を支援し、体制の維持・確保を図る必要がある。また、救急搬送時間が延長するとともに、搬送件数が増加する中において、救急患者受入体制の維持・確保のために救急医療機関の円滑な受入及び医師の負担軽減を図る必要がある。	
	アウトカム指標：二次救急医療機関数(R5：47 機関→R6：47 機関(維持)) ※二次医療機関の負担軽減が医師の負担軽減・確保につながる	
事業の内容(当初計画)	輪番制により小児二次救急医療等を実施している医療機関や、輪番制病院への警備員配置に対し運営費を補助するとともに、救急搬送システムを運用することにより救急搬送体制を強化する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	小児二次救急実施地区数(R6 年度 2 地区(維持)) 救急搬送システム運用実施機関(R6 年度 14 消防機関(維持))	
アウトプット指標(達成値)	小児二次救急実施地区数(2 地区(維持)) 救急搬送システム運用実施機関(14 消防機関(維持))	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：二次救急医療機関数 → 確認できた(R6 実績：47 機関)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医師不足が顕著な小児医療において、小児救急医療体制を維持するとともに、システムの活用により効率的な救急搬送体制を構築することができた。</p> <p>なお、アウトカム指標「二次救急医療機関数」については、現機関数(47 機関)での救急患者受入体制の維持・確保を図るため、引き続き、運営費補助やシステム運用に取り組む。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>対象医療機関が小児救急医療を担う日数に応じた支援を行うとともに、システムの活用に当たっては関係消防機関が応分の負担をすることで、効率的な事業執行を図った。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療No.17 小児救急医療電話相談事業	【総事業費（計画期間の総額）】 11,405 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	時間外における小児軽症患者の救急受診が医療現場の負担となり、地域医療の維持が困難になっている。	
	アウトカム指標：#8000 満足度の向上 (R4)98.9%→(R6)100%	
事業の内容 (当初計画)	小児の急な病気やケガに関する保護者の相談に対し、医師、看護師が電話相談に応じる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	年間相談件数 (R6)10,000 件以上	
アウトプット指標（達成値）	年間相談件数 (R6 実績：13,621 件)	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：電話相談者満足度→確認できた (R6 実績：98.6%)	
	(1) 事業の有効性 相談件数は新型コロナウイルス感染症流行時は相談件数が減少していたが、令和5年度及び6年度は流行前と同程度まで件数が増加しており、本事業の実施により、愛媛県の全域において、保護者の育児不安の緩和を図るとともに、症状に応じた適切な受診を促すことにより、患者・医療機関の負担軽減が図られたと考える。 (2) 事業の効率性 本事業は、民間サービス業者に委託して実施している。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 18	【総事業費（計画期間の総額）】 72,608 千円
	医科歯科連携推進事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県歯科医師会、郡市歯科医師会、県歯科技工士会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	口腔の衛生状態や健康度が、治療と病気の進行度や予後に大きく関わることから、医科歯科連携や口腔ケアの重要性が高まっているが、これらの業務に従事する歯科衛生士等の歯科医療関係者は、現状では主に歯科医療機関内で歯科医師の治療の補助に当たるに留まっているため、人材が不足している。	
	アウトカム指標：歯科衛生士養成所を卒業した学生で県内に就職した歯科衛生士の人数（R4：74人→R6：74人）	
事業の内容（当初計画）	がんや認知症に関する研修会等の開催による歯科医療従事者等の人材養成、歯科技工士に対する離職防止や復職支援の実施、就学支援制度や復職に必要な研修の実施、歯科衛生士養成所の設備整備による歯科衛生士の確保等	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科医療従事者等に対する研修の実施回数（延べ20回）	
アウトプット指標（達成値）	歯科医療従事者に対する研修の実施回数（R6：15回 受講者数1,479人） ※目標値は未達成だが、増加傾向にある（R4：9回、873人→R5：15回、1506人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：歯科衛生士養成学校を卒業した学生で県内に就職した歯科衛生士の人数（R5：79人→R6：91人）	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>歯科衛生士養成所の学生に対する修学支援や歯科医療機関に従事する歯科衛生士や歯科医療資格を有している非就業者に対する広報等により、医科歯科連携や口腔ケアに従事できる人材養成につなげることができた。なお、研修会の実施回数は当初の目標値を達成できなかったが、増加傾向にあるため引き続きオンラインや文書での研修も含めて取り組んで行く。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>歯科衛生士を目指す学生への支援や現在就業している歯科衛生士と現場復帰を希望している非就業者に対して研修会や啓発活動を実施することで、効率的に人材確保に努める。</p>	
その他	過年度：R1年度	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 19	【総事業費（計画期間の総額）】 4,710 千円
	医療従事者勤務環境整備事業(医療勤務環境改善支援センター運営事業)	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	医師や看護職員など医療従事者の離職防止等を図るため、各医療機関における医療従事者の勤務環境改善に係る取組みを促進する必要がある。	
	アウトカム指標： 正規雇用看護職員離職率の全国値(11.6%)以下 全国値(日本看護協会 2021年病院看護・外来看護実態調査) ※R3 愛媛県実績 離職率 10.8%	
事業の内容(当初計画)	医療機関から、勤務環境の改善に係る相談を受け、医業経営の専門家や医療労務管理の専門家が助言等を行い、必要に応じて訪問による支援を実施するほか、勤務環境改善の必要性を啓発する研修会等を開催する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	センター主催による勤務環境改善に関するセミナー開催：年1回以上	
アウトプット指標(達成値)	センター主催による勤務環境改善に関するセミナー開催：年1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：正規雇用看護職員離職率の全国値(11.6%)以下⇒2024年調査実績：愛媛県11.3%(全国値11.3%)	
	(1)事業の有効性 研修会の開催等により、医療機関への普及啓発を図ったほか、医業経営等の専門家が、医療機関からの相談を受け、助言等を行うことにより、効果的に医療機関における勤務環境改善に向けた取組みを支援した。 (2)事業の効率性 県医師会や県看護協会など地域の関係団体と連携し、医療機関のニーズに応じた支援を実施するなど、効率的に事業を実施した。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療No.20	【総事業費（計画期間の総額）】 64,160 千円
	院内保育事業運営費補助金	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	依然として不足が見込まれる看護職員の出産・育児による離職防止や再就業の促進に対する支援が必要であるため、院内保育事業の運営に対して補助を行う。	
	アウトカム指標：補助対象医療機関の離職率(愛媛県調査) (R4:9.4%→R6:県内医療機関全体平均以下)	
事業の内容 (当初計画)	院内保育所は、勤務時間が不規則な看護職員等にとって仕事と育児の両立支援に大きな役割を果たすものであるが、運営状況は厳しい状態であることから、院内保育事業の運営に対して補助を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	補助施設数(11カ所)	
アウトプット指標 (達成値)	補助施設数(R6実績:13カ所)※基金補助対象(11カ所)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 新人看護職員離職率(R6愛媛県調査:12.75%) 【参考】日本看護協会調査R5県:10.4%、R5国:8.8% ※R5の医療施設従事医師数に占める女性医師の割合が把握できないため、代替指標により評価	
	(1)事業の有効性 本事業の実施により、子を持つ医療従事者の勤務環境が改善され、医療従事者の確保が図られることにより、質の高い医療を提供することができたと考える。 (2)事業の効率性 院内保育所は仕事と育児の両立支援に大きな役割を果たすことから、保育環境が充実することにより、より効率的な医療従事者の確保が図れた。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 21	【総事業費（計画期間の総額）】 151,676 千円
	看護師等養成所運営費補助金	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	看護師養成所	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>看護職員は依然として不足が見込まれ、新規確保を図る必要があることから、看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営継続のためには運営費に対する補助が必要。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <p>① 県内看護師養成学校等の卒業生のうち、看護職として就職した者の割合 (R4 : 88.3%→R6 : 90%以上)</p> <p>② 卒業者に占める県内就業率 (R4 : 76.6%→R6 : 77%以上)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>依然として不足が見込まれる看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行い、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供を図る。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	補助施設数(8カ所)	
アウトプット指標 (達成値)	補助施設数(R6実績:8カ所)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標</p> <p>① 県内看護師養成学校等の卒業生(補助対象者)のうち、看護職として就職した者の割合 (R6実績:87.7%※看護進学者を含むと90.7%)</p> <p>② 卒業者に占める県内就業率の割合 (R6実績:74.1%)</p>	
	<p>(1)事業の有効性</p> <p>看護職として就職した者の割合はアウトカム指標を下回っているが、看護進学した者も含めると上回っていることから、本事業の実施により当該養成所における質の高い看護教育の提供が行えたと考えており、今後もより質の高い看護職員の育成に取り組む。</p> <p>(2)事業の効率性</p> <p>看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行うことが、より質の高い看護教育の提供に繋がり、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供が行える。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 22	【総事業費（計画期間の総額）】 44,916 千円
	看護師等支援事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、県看護協会、看護師養成所	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>少子高齢化の進展による医療ニーズの増大と高度化、療養や生活の場の多様化に伴う看護・介護ニーズに対応していくために、より質の高い看護職を育成し、定着、離職防止を図る必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標： ナースセンター登録者のうち復職した人数 目標：（過去3年の平均値）327人→（R6）340人 （R3, R4 年度数値はコロナの影響があるため、H30～R2 年度数値の平均）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>更なる看護職員の確保が必要であるため潜在看護師等に着眼し、ナースセンター事業等を実施することで看護職員の定着、復職を図る。</p> <p>・就労環境改善事業 ・看護教員養成支援事業 ・看護ネットワーク推進事業 ・復職促進情報発信事業 ・再就業支援事業</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>・ナースバンク登録者数 目標：（R2）426人→（R6）450人 （R3, R4 年度数値はコロナの影響があるため、R2 年度数値を参考とする）</p>	
アウトプット指標（達成値）	<p>・ナースバンク登録者数 目標：（R2）426人→（R6）257人</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：ナースセンター登録者のうち復職した人数 →（R6実績：199人）</p>	
	<p>(1) 事業の有効性 少子化の加速により、看護現場では支え手となる世代人口が減少しており、採用困難や、働き方改革の推進による夜勤のできる看護師の減少などが問題となっており、潜在看護師など人材確保が急務となっている。そのため、復職支援に取り組んでいくことが必要である。 アウトプット指標「ナースバンク登録者数」が目標に届いていないため、令和6年度から新たに実施している復職促進情報発信事業によりナースセンターのPRを図り、一層の促進に努める。</p> <p>(2) 事業の効率性 潜在看護師等を対象とした復職支援研修は、個別面談によるマッチングが必要であるため受講者数を大幅に増加させることは難しいものの、令和6年度の就職率は42.6%（未就業者54名中23名）となっており、県内の看護師確保につながっている。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 23	【総事業費（計画期間の総額）】 44,784 千円
	看護師等研修事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、県看護協会、医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>少子高齢化の進行による医療ニーズの増大と高度化、療養の場の多様化に伴う看護ニーズに対応するためには、看護職員の確保・定着と質の向上が不可欠であるが、新人看護職員の離職率は改善傾向にあるものの、小規模施設においては、自施設内での研修受講機会が少なく、看護職員としてのスキルアップが図りにくい等の課題がある。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <p>①県内看護師養成学校等の卒業生のうち、看護職として就職した者の割合(R4:89.2%→R6:90%以上)</p> <p>②新人看護職員離職率(R4:9.3%→R6:9.0%)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>看護教員及び看護職員に対し必要な知識や技術を習得させるための研修を実施し、看護職員の資質向上と職場定着を進める。</p> <p>○実習指導者講習会事業、○看護教員継続研修事業、○新人看護職員研修事業、○新人看護職員研修体制支援事業(新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けることのできる環境を整備するための方策の検討、中小規模病院の新人看護師対象の合同研修の開催等)、○看護職員県内定着促進事業(看護職員確保・定着のために、中高生に対し看護職員の魅力発信、合同就職説明会等)</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>○看護教員継続研修事業修了生の延人数(R4:136人→R6:R5実績以上)</p> <p>○新人看護職員研修責任者・教育担当者研修事業の参加延人数(R4:159人→R6:R5実績以上)</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>○看護教員継続研修事業修了生の延人数(R5:95人→R6:68人)</p> <p>○新人看護職員研修責任者・教育担当者研修事業の参加延人数(R5:323人→R6:158人)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標:</p> <p>① 県内看護師養成学校等の卒業生のうち、看護職として就職した者の割合(R6実績:89.2%※看護進学者を含むと92.8%)</p> <p>② 新人看護職員離職率(R6愛媛県調査:12.75%)</p> <p>【参考】日本看護協会調査R5県:10.4%、R5国:8.8%</p>	
	<p>(1)事業の有効性</p> <p>新人看護職員離職率は全国平均より高いものの、横ばいで推移しており、看護職員の定着については、効果が表れていると考えられる。また、県内看護師養成学校等の卒業生のうち、看護職として就職した者の割合は89.2%(※看護進学者を含むと92.8%)で、目標をほぼ達成したことから看護職員の確保についても効果があった。</p> <p>一方で、アウトプット指標である看護教員継続研修、新人看護職員研修責任者・教育担当者研修については、目標値を達成していないため研修内容等の見直しを図り一層の促進に努める。</p> <p>(2)事業の効率性</p> <p>研修受講者が、自施設でリーダーとなって研修復命や学習会を実施することにより、各施設の看護職員の資質向上が効率的に図られている。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 24	【総事業費（計画期間の総額）】 3,085 千円
	保健師等指導事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	疾病構造や人口構造などの変化に伴い、地域住民の医療・介護、健康に対するニーズは多様化してきている。そこで、公衆衛生の視点から地域の健康課題に着目できる保健師の能力強化を目指した計画的な人材育成が必要である。	
	アウトカム指標： リーダー期・中堅期保健師の役割と今後の取組みが明確になった受講者の割合(R4)100%→(R6)約90%以上	
事業の内容 (当初計画)	今後の保健師の活動の方向性や人材育成のあり方を検討し、活動の要となるリーダー期や中堅期保健師を対象とした研修会を実施して、組織内での役割を再認識し必要な能力の強化を図る。 ○保健師スキルアップ事業 (保健活動に関する検討事業、保健師キャリアアップ研修)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修会参加者数と組織数 ○保健師スキルアップ事業 R4：保健師キャリアアップ研修(参加人数13名、参加組織12組織) →R6：保健師キャリアアップ研修(参加人数15名、参加組織15組織)	
アウトプット指標 (達成値)	・保健活動に関する検討事業 R6実績：検討会3回、研修会1回(参加者15人・参加組織13組織)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 自己課題を明確にできたと答えた保健師数 (R6実績 15人中14人)	
	(1)事業の有効性 保健活動に関する検討事業については、検討会3回、研修会1回を実施。検討会では、保健師活動指針策定に基づき今後の保健師活動について話し合い、強化したいこと等について見直すことができた。 また、6年度は、組織の成果向上のために、管理期保健師としての自己課題を明確にし、行動計画をもとに実践・リフレクションをしていくことでマネジメント能力の向上を目指すことを目的として5年度に実施したリーダー期保健師研修のフォローアップ研修を実施。参加者の9割が自己課題が明確になったと回答しており、本研修の目的は達成していると考えられる。 本事業での検討会、研修会は、人材育成や自組織の課題と今後の取組みについて考えるうえで、有効なものとなっている。 (2)事業の効率性 保健師のコアを強化するための研修会を県庁が企画実施し、各地域の課題や保健師の状況に応じた研修企画を各保健所が行うなど役割分担ができています。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 25	【総事業費（計画期間の総額）】 54,130 千円
	産科医等確保支援事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	市町	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	県内において、産科医療機関及び産科医等が減少しており、その維持・確保のため、分娩手当を支給してその処遇改善を図る必要がある。	
	アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科常勤医師数 (R5.4.1)50人→(R7.4.1)50人 ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 14.2人	
事業の内容 (当初計画)	産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	手当支給医師・助産師数 180人 手当支給施設数 22施設	
アウトプット指標 (達成値)	・手当支給者数 R6実績：187人 ・手当支給施設数 R6実績：18施設	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数 →確認できた(R6実績：56人) ・分娩1000件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 →確認できた。(R6実績：14.8人)	
	(1)事業の有効性 一部の産科医療機関の閉院等に伴い、手当支給施設数は目標を下回っているが、手当支給者数は目標を上回っており、産科医等に対する経済的処遇が改善されたことにより、産科医等の確保については概ね有効であったと考える。 (2)事業の効率性 本事業は、市町を通じて医療機関に補助するものであるが、県と地域の実情に通じた市町が、それぞれの立場に応じて役割(事務)分担を行い、協力して事業を実施したため、効率的であった。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 26	【総事業費（計画期間の総額）】 7,200 千円
	周産期医療対策強化事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	医療機関(大学)	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	愛媛大学医学部の産婦人科医局、小児科医局は、当該診療科の過酷な勤務状況や訴訟リスク等により、医局員確保の難易度が増す一方で、慢性的な医師不足となっている県内産婦人科、小児科から、医局による医療機関への応援体制の充実を求められており、医局員の確保を図るため、周産期医療を担当する医師の処遇を改善する必要がある。	
	アウトカム指標：新生児医療を担当する医師数：(R4)7人(現状維持) 周産期医療を担当する医師数 産婦人科：(R4)16人(現状維持) 小児科：(R4)34人(現状維持)	
事業の内容 (当初計画)	愛媛大学医学部附属病院の周産期医療を担当する医師(産婦人科・小児科)に対する手当の支給を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	手当支給件数 新生児医療担当医手当 小児期・周産期カウンセリング手当	目標：年間200件 目標：年間240件
アウトプット指標 (達成値)	手当支給件数 新生児医療担当医手当 小児期・周産期カウンセリング手当	R6実績：157件 R6実績：179件
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：→確認できた 新生児医療を担当する医師数(R6実績：8人) 周産期医療を担当する医師数(R6実績 産婦人科：22人) 同(R6実績 小児科：34人)	
	(1)事業の有効性 出生数の減により手当の支給対象が減少しているため、未達成となっているが、本事業の実施により、産科医等に対して経済的処遇が改善されたため、産科医等の維持・確保に有効であったと考える。 (2)事業の効率性 愛媛大学医学部は、県内産婦人科、小児科から応援体制の充実を求められており、本事業により、効率的に産科医等の処遇改善を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 27	【総事業費(計画期間の総)】 38,800 千円
	感染制御学講座設置事業費	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、大学	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	新興感染症の脅威が拡大する中、地域の感染症医療を担う都道府県の役割はますます重要になっており、本県においても、感染症専門医等の育成や、関係医療機関等による連携体制の構築等が急務であるため、大学と連携し、感染症分野における専門医療人材(医師・看護師等)の育成や、感染症教育・研究体制を構築することにより、感染症医療対策の充実強化を図る。	
	アウトカム指標： 感染症専門医の養成数 2名(令和9年度) ※養成に必要な期間が最短6年必要 【事業翌年度に指標が把握できない場合の代替指標】 感染症専門医養成プログラム参加者数(R4:2名→R6:3名) ※感染症専門医の合格率60～70%	
事業の内容(当初計画)	愛媛大学に寄附講座(感染制御学講座)を設置し、感染症専門医をはじめとする専門医療人材の育成や知識・技術の向上を図るとともに、県内の感染症に関する情報や課題等を関係機関間で共有し、感染症有事の際に速やかに連携できる体制を構築する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	地域の医療従事者等を対象とした感染症教育の実施回数 年2回	
アウトプット指標(達成値)	地域の医療機関等に対する感染症教育の実施回数 年12回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 感染症専門医の養成数 (感染症専門医養成プログラム参加者数(R4:2名→R6:6名))	
	(1)事業の有効性 当事業を継続して実施することにより、感染症分野における専門医療人材(医師・看護師等)の育成や、県内の感染症教育・研究機関との連携を実施することにより、本県の感染症医療対策の充実強化を図ることができる (2)事業の効率性 愛媛大学に寄附講座「感染制御学講座」を設置し、県内唯一の第一種感染症指定医療機関である愛媛大学医学部附属病院と連携して、感染症専門医をはじめとする専門医療スタッフの育成や知識・技術の向上を図るとともに、県内の感染症に関する情報や課題等を関連病院間で共有し、速やかに感染症に対応できる体制を構築している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業(医療従事者等の確保・養成)	
事業名	医療 No. 28	【総事業費(計画期間の総額)】 44,270千円
	二次救急精神科医療支援体制整備事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県、日本精神科病院協会愛媛県支部、愛媛大学医学部附属病院	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	精神科救急対応時間外において、二次救急医療機関(身体科救急)へ搬送された患者のうち、精神科疾患を併せ持つ患者の対応について、各医療機関が疲弊しており、精神科にも対応できるバックアップ体制が求められている。	
	アウトカム指標：特に患者の多い中予圏域の二次救急医療機関全体に占める負担軽減となった医療機関の割合 【R3】21.4%→【R6】30.0%	
事業の内容(当初計画)	二次救急医療機関を受診した、精神疾患を併せ持つ患者の受入・相談体制を構築する。 ○二次救急医療機関からの受入対応に係る医療機関の person 費 ○二次救急医療機関からの通報を処理する情報センターの整備費 ○精神疾患合併患者の搬送費用 ○受入基準の策定及び症例の検討する委員会の設置	
アウトプット指標(当初の目標値)	二次救急医療機関から連絡を受けた精神疾患合併患者の通報・相談件数 【R3】5件→【R6】13件	
アウトプット指標(達成値)	二次救急医療機関から連絡を受けた精神疾患合併患者の通報・相談件数(H30:20件、R元:24件、R2:10件、R3:5件、R4:9件、R5:5件、R6:10件)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標 → 確認できた 中予圏域の二次救急医療機関全体に占める負担軽減となった医療機関の割合(H30:35.7%、R元:42.9%、R2:14.3%、R3:21.4%、R4:28.6%、R5:14.3%、R6:21.4%)	
	(1)事業の有効性 通報・相談件数は当初想定より低くなったが、二次救急医療機関からの、夜間及び休日の連絡先が確保され、患者の処遇について情報センターに相談できることから負担軽減につながったと考えられる。また、利用推進のため、関係機関に対する周知や二次救急医療機関から精神科病院への受入に当たっての基準の緩和に取り組むなど、精神疾患合併症の患者に対して24時間体制で適切な医療が提供できている。 (2)事業の効率性 本事業の推進により、身体科二次救急病院の負担が軽減され、精神科病院との連携強化につながった。	
その他	一部過年度：H28年度、H30年度	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	医療 No. 29	【総事業費（計画期間の総額）】 2,133 千円
	薬剤師支援事業(薬剤師確保事業)	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	県薬剤師会	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療・介護ニーズ	近年の医薬分業の普及、在宅医療への取組み、医療機関での病棟薬剤師の役割の増大などに伴い、薬剤師不足が大きな問題になっている。	
	アウトカム指標：在宅訪問できる薬局の増加。 在宅訪問できる薬局の増加(R4：348軒→R6：358軒(3%増))	
事業の内容(当初計画)	<p>県内全域への医薬分業及び在宅医療を推進するため、薬剤師の人材育成と確保を目的とし、松山大学薬学部及び県外薬学部に対し就職情報誌や就職セミナー等で愛媛県の魅力を伝え、愛媛県内への就職促進につなげる事業を実施する。</p> <p>また、一人薬剤師の薬局等に対し、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備(主薬局・副薬局薬剤師制度)を支援する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	主薬局薬剤師・副薬局薬剤師制度登録件数(20件)	
アウトプット指標(達成値)	主薬局薬剤師・副薬局薬剤師制度登録件数(R6：39件)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：薬局・医療施設従事薬剤師数(人口10万人対数)の増加(医師歯科医師薬剤師数調査)→確認できなかった。(R6.12.31現在の調査結果がR7.12頃公表予定) このため、えひめ医療情報ネットに報告されている薬局・医療機関に従事する薬剤師数を代替指標とした。(R4：2,306人→R6：2,469人)</p>	
	<p>(1)事業の有効性 主薬局薬剤師副薬局薬剤師の登録件数は、令和4年度から増減なく39件で推移しており、主薬局薬剤師副薬局薬剤師を活用することにより、薬剤師が少ない薬局においても在宅業務の要望に応えることができるようになることから、今後も増加を図る。</p> <p>(2)事業の効率性 愛媛県内には小規模薬局が多数あることから、在宅業務を希望する小規模薬局が「主薬局薬剤師副薬局薬剤師」を活用することで、県内全域において効率的に在宅薬局を普及することができる。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業		標準事業例	-
事業名	No	医療（個別）	新規	【総事業費（計画期間の総額）】 77,959 千円
	食事療養提供体制確保事業			
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全圏域			
事業の実施主体	愛媛県			
事業の期間	令和6年4月1日～令和6年5月31日			
背景にある医療・介護 ニーズ	食材料費の高騰に伴い、経営面が悪化していることを鑑み、食材料費の高騰による負担を軽減し、病院食の質の低下を防ぎ、サービス維持を行いつつ運営をすることが必要。			
	アウトカム 指標	支援を受けた対象病院（有床診療所）の運営維持 252施設（令和5年度）→252施設（令和6年度）		
事業の内容	食材費の高騰は、経営面の影響にとどまらず、コスト削減のため、食材費の節約、病院食の質の低下を招き、患者へ栄養指導・支援等の能力が十分に発揮することができなくなるおそれがあることから、診療報酬改定までの2か月間、サービス維持に向け運営を続けている施設を支援する。			
アウトプット指標 （当初の目標値）	食事療養提供体制の確保を行う病院及び有床診療所への支援数			
アウトプット指標 （達成値）	食事療養提供体制の確保を行う病院及び有床診療所を支援することにより、県内の病院及び有床診療所のサービス提供の維持を図る。			
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標→支援を受けた施設数 192施設⇒R7.1末の支援を受けた施設数 192施設			
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>事業は令和6年4月～5月分の食材料費の高騰に対する応援金の支給を実施し、病院、有床臨床所合わせて192施設へ支援を行った。</p> <p>支援を受けた施設は令和7年1月末時点で全て運営を継続しており、支援を行うことにより、食材料費の高騰による負担を軽減し、病院食の質の低下を防ぎ、サービス維持を行うという目標は達成できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業を実施することにより、県内の病院及び有床診療所のサービス提供の維持に寄与した。</p>			
その他				

事業の区分	6 勤務医の労働時間短縮に関する事業	
事業名	医療 No. 30	【総事業費（計画期間の総額）】 181,146 千円
	地域医療勤務環境改善体制整備事業	
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日【終了】	
背景にある医療 ・介護ニーズ	救急医療など地域の医療を支える勤務医は、長時間の勤務に従事しているが、医師個人の健康の懸念があるため、地域での医療提供体制を確保しつつ、過酷な勤務環境となっている医師の環境改善を図る必要がある。	
	医師労働時間短縮計画における対象医師の平均時間外・休日労働時間が減少した特定労務管理対象機関の増加	
事業の内容 (当初計画)	医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組みを総合的に実施する事業に対する支援。 また、特定行為研修に関する研修会等を実施し、研修受講を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	特定行為研修を受講した看護師数の増加(R4:33人→R6:58人)	
アウトプット指標 (達成値)	特定行為研修を受講した看護師数の増加(R4:33人→R6:71人)	
事業の有効性 ・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標→36人(R7.3末時点)	
	(1)事業の有効性 労働時間短縮により、医師の健康を確保するとともに、タスクシフト/シェア等病院全体において働き方の見直しに繋がることが期待される。 令和6年度は長時間労働となっている1医療機関において補助事業が活用され、医師労働時間短縮計画に基づく労働時間の短縮が進んでいることが確認できた。 (2)事業の効率性 勤務医の労働時間短縮を目指すことは、医師個人の生活の質を改善することに留まらず、医師以外の医療従事者の働き方の見直しにも繋がり、効率的な医療提供体制の構築を促進する効果がある。	
その他		